

不動産投資信託証券の発行者等の運用体制等に関する報告書

東急リアル・エステート投資法人
代表者 執行役員 堀江 正博
東急リアル・エステート・インベストメント・
マネジメント株式会社
代表者 代表取締役執行役員社長 堀江 正博
問合せ先 03-5428-5790 (代表)

1. 基本情報

(1) コンプライアンスに関する基本方針

①投資法人

I. コンプライアンス態勢を支えるガバナンス

本投資法人及びその資産の運用を行う資産運用会社である東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）では、優れたガバナンスは競争力の源泉であり、投資主価値向上に資するものと位置付けています。本投資法人の発行する投資証券がグローバルプロダクト（国際的金融商品）として内外のあらゆる投資家の投資対象となるよう、グローバル・スタンダードでも十分な評価に足るガバナンスの設計及びその整備を進め、着実な運営を行ってきました。

II. 本投資法人のコンプライアンス・ポリシー

本投資法人は上場不動産投資信託として、その社会的責任と公共的使命を自覚し、倫理・法令・市場ルール及び主務官庁のガイドラインその他、本投資法人の内部規則等の遵守、即ちコンプライアンスを徹底することにより、投資主その他ステークホルダーの信頼を確保することを目的として、下記のとおりコンプライアンス・ポリシーを制定し、かかるコンプライアンス・ポリシーに基づき、ガバナンスの設計及びその整備を行っています。

(コンプライアンス態勢の構築)

A. 本投資法人は、法令等の遵守その他、必要かつ適切なコンプライアンス態勢を構築します。

(コーポレートガバナンスの徹底)

B. 本投資法人は、利益相反取引の回避、内部者取引の未然防止その他、必要かつ適切なコーポレートガバナンスを構築します。

(正確な記録・適切な保管)

C. 本投資法人は、会計帳簿、議事録その他の情報を正確に記録し、適切にこれを保管します。

(適時・適切・正確・公平な情報の開示・提供)

D. 本投資法人は法令の定めに従い、投資主その他のステークホルダーに対し、適時、適切、正確かつ公平に情報を開示・提供します。

(委託先の監督)

E. 本投資法人は、業務の外部委託先に対し、必要かつ適切な監督を行います。

(反社会的勢力に対する姿勢)

F. 本投資法人は、反社会的勢力には断固とした姿勢で臨みます。

(連絡・報告等)

G. 本投資法人は、連絡・報告体制を構築し、緊急時の即時対応、事後の再発防止策に努めます。

(見直し・改善)

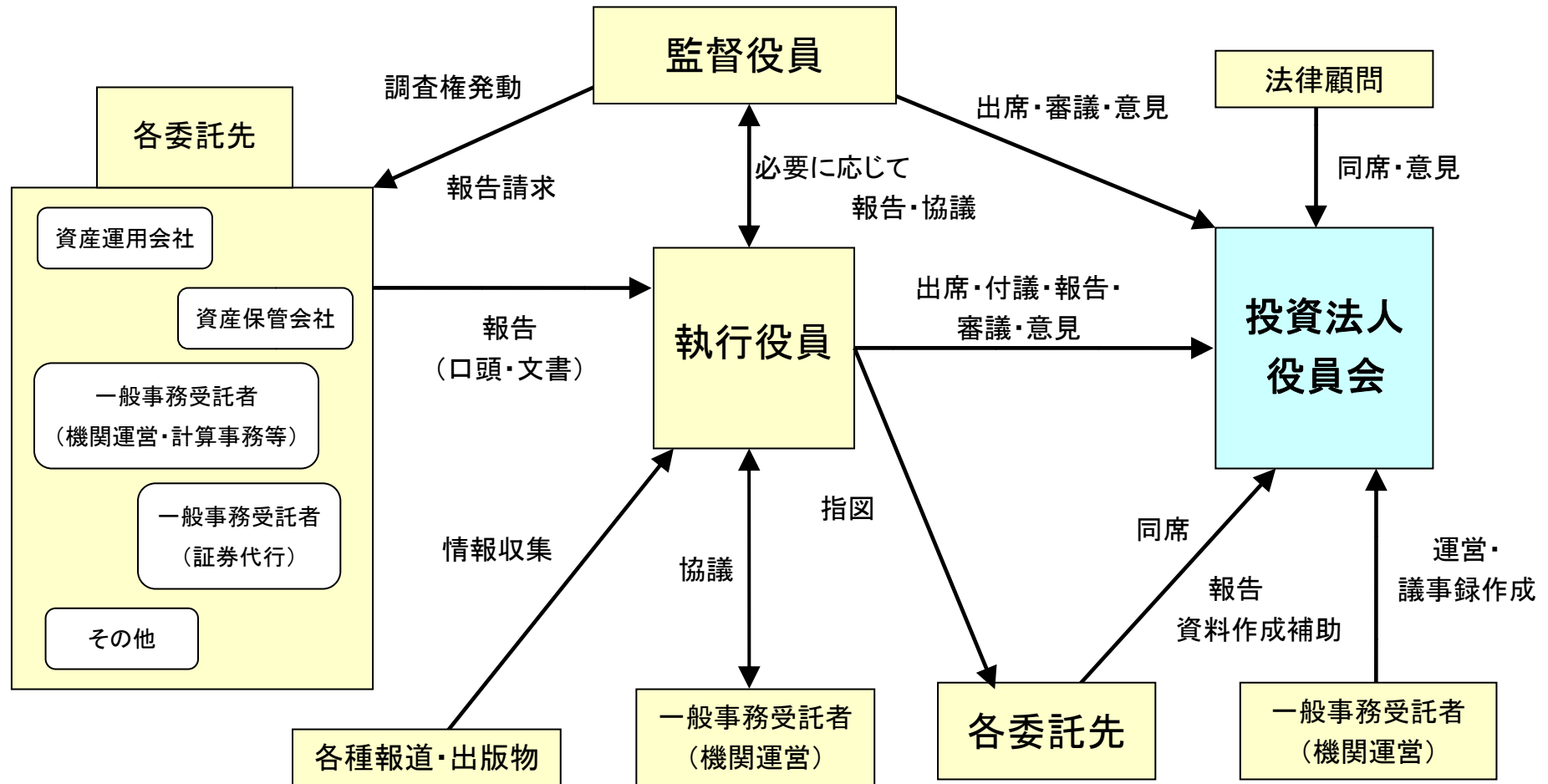
H. 本投資法人は、必要に応じこのポリシーを見直し、コンプライアンス態勢の継続的な改善を図ります。

Ⅲ. コンプライアンスに関する種々の取組み

A. 投資法人役員会の適切な運営

本投資法人役員会は、一般事務受託者（三菱UFJ信託銀行株式会社）の機関運営により、原則として月に2回開催され、第8期（平成19年2月1日～平成19年7月31日）中には13回開催されています。特に、豊富な情報が迅速に本投資法人役員会の審議に反映されるように運営を行っています。なお、本投資法人役員会には、審議の充実及び適法性の確保を目的として、設立当初から原則として法律顧問（森・濱田松本法律事務所）に出席を要請しており、第8期には開催した全ての本投資法人役員会に法律顧問が同席（うち1回は電話による参加）しています（東急リアル・エステート投資法人役員会付議・報告フローについては次項参照）。

<東急リアル・エステート投資法人役員会付議・報告フロー>



<委託先>

資産運用会社……東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社

一般事務受託者…三菱UFJ信託銀行株式会社

資産保管会社……三菱UFJ信託銀行株式会社

B. 監督役員による執行役員の監督

本投資法人の監督役員は、本投資法人の執行役員が本資産運用会社社長を兼職していることから、より慎重に、適宜、書類検査を実施するなど、役員会に出席して審議を行う以外にも監督活動の充実を図っています。

C. 利益相反対策の拡充

本投資法人は、外部成長を図るべく、東京急行電鉄株式会社（以下「東急電鉄」といいます。）及び東急不動産株式会社（以下「東急不動産」といいます。）をはじめとする東急グループ各社（以下「グループ各社」といいます。）及び不動産投資市場からバランス良く物件を取得し、ポートフォリオのクオリティを向上させながら、規模の拡大を目指しています。また、物件の管理運営においてもグループ各社との協働（コラボレーション）により収益の安定性及び成長性を実現し、内部成長を図っています。東急電鉄及び東急不動産とのコラボレーション強化と表裏一体にある利害関係人取引に対して、その取引の公正・透明性を厳格に担保する仕組み、すなわち利益相反対策ルールを構築し、これを徹底しています（具体的な取組みについては「2. 投資法人及び資産運用会社の運用体制等（3）利益相反取引への取組み等」を参照）。

D. 兼職メリットの享受とデメリットの回避

本投資法人の執行役員は、平成15年6月16日に当時の投資信託及び投資法人に関する法律（以下、投信法）第13条に基づき、金融庁長官の承認を得て本資産運用会社社長がこれを兼職しています。この兼職により、本投資法人役員会に対する報告の迅速化及び報告内容の具体化が図られることで、そのメリットを存分に享受し、一般事務受託者、資産保管会社、主幹事証券会社及びプロパティ・マネジメント会社等の委託先と執行役員との情報格差の解消に努めるなど、コンプライアンスに関する投資法人役員会の監視機能を最大限に引き出し、その高いクオリティを実現することに注力しています。

なお、本投資法人及び本資産運用会社では、本資産運用会社社長とは別に本投資法人の執行役員専用の執務スペース、ファイリングシステム及びメールアドレス等を設置し、更に投資法人の執行役員の立場で検印し、資産運用会社の業務プロセスを監視する仕組みを確保することにより、業務執行における職責混同の回避に努めています。

本資産運用会社社長が投資法人の執行役員を兼職することについては、利益相反行為のおそれ又は業務負担の増大等を理由とする監視機能の低下等のデメリットが考えられますが、本投資法人は、監督役員による執行役員の監督を強化するとともに、自主規制として利益相反対策ルールを定め、兼職者の利益相反行為を防止しているほか、本資産運用会社社長を支援する役職員の充実及び権限委譲等により兼職者の業務執行の負担の軽減を図っています。

E. 会計監査人との相互連携

会計監査人と本投資法人役員との連絡会を決算期毎に適時開催し、会計監査人からの会計及び監査に関する説明及び報告を受けています。

F. 本投資法人による関係法人に対する管理体制の整備の状況

一般事務受託者及び資産保管会社より、本投資法人役員会において、一般事務等の処理状況につき定期的に業務報告書の提出及びその説明を受け、必要に応じて調査を実施しています。また、本資産運用会社に対しては、本投資法人役員会に対する説明及び報告の内容を充実させるように求めることにより、資産運用に関する幅広い監督を行っています。

その他、第6期（平成18年7月期）においては、平成18年6月に本投資法人の委託先のコンプライアンスの取組状況について、主な委託先に対する実態調査を、また、第7期においても、平成18年10月に数社の追加調査をそれぞれ実施し、そのすべての対象会社から適切なコンプライアンス態勢を構築している旨の回答を得ています。

②資産運用会社

I. コンプライアンス態勢の基礎をなす受託者責任

本投資法人の発行する投資証券は、グローバルプロダクトとして内外のあらゆる投資家の対象となり、かつグローバルスタンダードでみて十分な評価に足るクオリティを提供することを目指しています。運用の透明性を確保するために本資産運用会社においては、外部監視機能及び情報開示の充実並びに上場不動産投資信託のファンドマネジャーとして受託者（fiduciary）の意識及び責任を徹底させています。

II. コンプライアンス関連諸規程の整備

本資産運用会社は、内部規律としてコンプライアンス規程、行動規範、コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラム等を定め、倫理・法令等の遵守をはじめとして、インサイダー情報・個人情報の適正管理、財務報告その他開示の信頼性確保等について、役職員がこれらを徹底しています。

III. コンプライアンス体制等

A. コンプライアンス体制

（組織図及び各機関等の役割・機能については後記「2. 投資法人及び資産運用会社の運用体制等（3）利益相反取引への取組み等①利益相反取引への対応方針及び運用体制」を参照）

i. 取締役会

取締役会は2名の代表取締役（執行役員社長及び執行役員副社長）の他、3名の非常勤取締役（本書の日付現在、本資産運用会社の株主の職員である者が就任しています。）から構成されており、非常勤取締役による経営に対する監視機能が導入されています。

ii. コンプライアンス・リスクマネジメント委員会

コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、本資産運用会社の非常勤取締役（2名）及び外部委員（2名）から構成される委員会です。本委員会では、取締役会の要請に従い、コンプライアンス（法令等遵守）及びリスク管理に関する重要な事項、並びに利益相反対策ルー

ルの妥当性つき審議を行い、取締役会に対し答申します。

iii. 開示委員会

開示委員会は、IR部長（委員長）、コンプライアンス部長、監理部長及び経営企画部長その他委員長が必要と判断した者から構成される委員会です。適時開示の対象となる情報のうち、本投資法人、本資産運用会社及び本投資法人の資産運用等にかかる発生事実についての開示に関する対応につき審議を行い、その結果を代表取締役執行役員社長に報告します。

iv. 代表取締役執行役員社長

代表取締役執行役員社長は、本資産運用会社の最高執行責任者であると同時にコンプライアンスの最高責任者でもあります。

v. 監査役

本資産運用会社は、監査役を2名（非常勤）選任しています。また、その監査役の監査が実効的に行われることを確保することを目的として監査役事務局を設置し、各監査役の監査の充実を図っています。各監査役は、原則として取締役会、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会及びインベストメント委員会に出席するなど、業務執行の適法性を中心に監査をしており、会計監査及び業務監査については、監査役事務局を通じ会計監査人、内部監査を実施する監理部と関係を図り、その実効性を高めるよう努めています。

vi. 会計監査人

本資産運用会社は、会社法の施行に伴い「会計監査人設置会社」となることを自主的に選択し、本投資法人の会計監査人とは別の監査法人の会計監査を受けることにより、財務諸表の信頼性確保に努めています。また、会計監査人と代表取締役との会合を定期的で開催するなど、会計監査人の監査に必要な情報を積極的に提供しています。

vii. コンプライアンス・オフィサー

コンプライアンス・オフィサーは、本資産運用会社のコンプライアンスに関する統括責任者であり、常務執行役員コンプライアンス部長がこれに就任しています。

コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会規程の定めに従い利益相反取引及び法令遵守に係る事項を適切にコンプライアンス・リスクマネジメント委員会に付議することをはじめ、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラム等を策定し、それを踏まえたコンプライアンス研修の実施及びコンプライアンス相談窓口の運営等を実施するなど、コンプライアンス態勢の充実・強化及び役職員のコンプライアンス意識の醸成等に努めています。

viii. コンプライアンス部

コンプライアンス部は、本資産運用会社におけるコンプライアンスの統括部署として、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会の事務運営その他のコンプライアンス全般に関する事項について、その企画、立案及び推進を行います。

B. その他の具体的な取組み

i. 「内部統制システムの構築に係る基本方針」の取締役会決議

本資産運用会社は、上場不動産投資信託の資産運用を受託する会社であることを踏まえ、自主的に会社法第 362 条第 4 項第 6 号に定める事項を「内部統制システムの構築に係る基本方針」として取締役会において決議しています。

ii. 内部統制ポリシーの策定

業務執行における内部統制ポリシーを策定し、実務上の基本方針を明確にして業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全に係る内部統制の再構築及びその強化を図っています。

iii. 内部監査の実施

会社業務が、法令、社内規程等に則り、適正かつ効率的に遂行されているか否かを検討し、その結果を取締役会並びに執行役員社長に報告しています。

iv. 社内コンプライアンス研修の実施

法令、市場ルールその他社内規程等の実効性を確保するため、適宜、社内研修を実施し、コンプライアンス態勢の充実・強化及び役職員のコンプライアンス意識の醸成等に努めています。

v. コンプライアンス相談窓口の開設

コンプライアンス態勢を補完することを目的として、公益通報者保護法（平成 16 年 6 月 18 日法律第 122 号）に準拠したコンプライアンス通報・相談窓口を開設するなど、不正の早期発見、早期是正及び再発防止に努めています。

(2) 投資主の状況

平成 19 年 7 月 31 日現在の投資主の状況は以下の通りです。

氏名・名称	投資法人、資産運用会社又はスポンサーとの関係及び出資の経緯	投資口 口数 (口)	比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	特段の関係はありません。	12,564	7.42
日興シティ信託銀行株式会社 (投信口)	特段の関係はありません。	11,099	6.55
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	特段の関係はありません。	9,372	5.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	特段の関係はありません。	8,262	4.88
シービーロンドnstandardライフ アシュアランスリミテッド(常任代理人 シティバンクエヌ・エイ 東京支店)	特段の関係はありません。	6,583	3.89
学校法人川崎学園	特段の関係はありません。	6,000	3.54
東京急行電鉄株式会社	本資産運用会社の親会社です。 東京急行電鉄株式会社は、本資産運用会社、本投資法人及び東急不動産株式会社との間で不動産資産の売買及び情報提供に関する行為準則を定めた「保有不動産資産の売買等に関する覚書」を締結しており、パイプライン・サポート会社の役割を担います。 東京急行電鉄株式会社は本投資法人と一部の保有資産についてプロパティ・マネジメント契約を締結しています。この他、東京急行電鉄株式会社は、本投資法人とブランド・ライセンス契約を締結しており、「東急」及び「TOKYU」の商標の使用を許諾しています。 東京急行電鉄株式会社は、本資産運用会社、本投資法人及び東急不動産株式会社との間で本投資法人の投資口の保有に関する覚書を締結しています。 東京急行電鉄株式会社は、本投資法人の設立時に出資しています。	5,880	3.47
エイアイジー・スター生命保険株式会社 (一般勘定)(常任代理人 シティバンク エヌ・エイ 東京支店)	特段の関係はありません。	4,871	2.88
ザバンクオブニューヨークトリートリー ージャスデックアカウント(常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行)	特段の関係はありません。	4,397	2.60
野村信託銀行株式会社 (投信口)	特段の関係はありません。	4,156	2.45
上位 10 名計		73,184	43.21

(3) 資産運用会社の大株主の状況

本書の日付現在の本資産運用会社の大株主の状況は以下の通りです。

氏名・名称	投資法人、資産運用会社又はスポンサーとの関係及び出資の経緯	株数 (株)	比率 (%)
東京急行電鉄株式会社	前記「1. 基本情報 (2) 投資主の状況」をご参照下さい。	3,600	60
東急不動産株式会社	本資産運用会社の株主です。 東急不動産株式会社は、本資産運用会社、本投資法人及び東京急行電鉄株式会社との間で不動産資産の売買及び情報提供に関する行為準則を定めた「保有不動産資産の売買等に関する覚書」を締結しており、パイプライン・サポート会社の役割を担います。 東急不動産株式会社は本投資法人と一部の保有資産についてプロパティ・マネジメント契約を締結しています。 東急不動産株式会社は、本資産運用会社、本投資法人及び東京急行電鉄株式会社との間で本投資法人の投資口の保有に関する覚書を締結しています。 東急不動産株式会社は、本投資法人の設立時に投資しています。	2,400	40
合 計		6,000	100

(4) 投資方針・投資対象

平成 19 年 10 月 26 日提出の第 8 期有価証券報告書 第一部 ファンド情報 第 1 ファンドの状況 2 投資方針 (1) 投資方針及び(2) 投資対象をご参照下さい。

(5) スポンサーに関する事項

①スポンサー企業グループの事業内容

I. 東急電鉄

東急電鉄の企業グループの事業内容については、有価証券報告書(第 138 期) 第一部 企業情報 第 1 企業の概況 3 事業の内容及び 4 関係会社の状況をご参照下さい。

II. 東急不動産

東急不動産の企業グループの事業内容については、有価証券報告書(第 75 期) 第一部 企業情報 第 1 企業の概況 3 事業の内容及び 4 関係会社の状況をご参照下さい。

②スポンサー企業グループとの物件供給や情報提供に係る契約等の状況

I. 保有不動産資産の売買等に関する覚書の概要

平成15年7月28日付で東急電鉄、東急不動産、本投資法人及び本資産運用会社との間で「保有不動産資産の売買等に関する覚書」を締結しています。本覚書は、グループ各社と本投資法人との間における不動産資産（以下に定義されます。）の売買及び情報提供に関する行為準則を明確に定めておくことが、本投資法人の安定的かつ継続的な不動産資産の取得及び売却機会の確保、本資産運用会社の本投資法人に対する忠実義務の遵守、利益相反対策として重要なものであり、本投資法人の投資主の信頼及び利益の確保につながることを、ひいてはグループ各社や本投資法人に対して不動産資産の売却を検討する第三者の信頼確保につながることを、また本投資法人の投資主の信頼及び利益並びに第三者の信頼を確保することがグループ各社の利益でもあることを理由として、締結されたものです。

本覚書の概要は以下の通りです。

- A. グループ各社、本投資法人及び本資産運用会社は、それぞれ、原則として、自由に不動産資産（不動産信託受益権、不動産に関する匿名組合出資持分、資産対応証券等を含みます。以下、この項目において「不動産資産」といいます。）の売買を行うことができます。パイプライン・サポート会社（東急電鉄及び東急不動産をいいます。）又は本投資法人若しくは本資産運用会社が、第三者から不動産資産を購入する機会（以下「投資機会」といいます。）に関する情報を得た場合、それぞれ、独自の裁量でその情報の取扱いについて決定することができ、これを他方へ提供する義務を負いません。
- B. パイプライン・サポート会社又は本資産運用会社が、その独自の判断により特定の不動産資産に関する投資機会の追求を放棄した場合であり、かつ当該不動産資産が他方の投資基準に適合する可能性があるとして合理的に判断した場合には、当該パイプライン・サポート会社又は本資産運用会社は、当該不動産資産について入手した情報を、可能な限り速やかに、他方に提供するものとします（情報提供元の事前の承諾が得られない場合は、この限りではありません。）。
- C. パイプライン・サポート会社が、本投資法人が投資することができる不動産資産を売却しようとする場合、当該パイプライン・サポート会社は、まず優先的に本資産運用会社を通じて本投資法人に対して売却を申し入れるものとし、本資産運用会社と当該パイプライン・サポート会社が購入条件について基本的に合意した場合、当該パイプライン・サポート会社と本資産運用会社は、売買契約締結に向けて誠実に協議を行うものとされています。一定の期間内に売買契約が締結されなかった場合、パイプライン・サポート会社は第三者に売却を申し入れることができます（ただし、第三者への売却条件が本資産運用会社の提示した購入条件と同等以下である場合には、売却前に再度本資産運用会社の意思を確認する必要があります。）。パイプライン・サポート会社は、一定の条件の下で本規定を適用しないことができます。
- D. 本資産運用会社が、グループ各社から本投資法人に対して売却された物件を売却しようとする場合、本資産運用会社は、まず優先的に当該不動産資産の元所有者又はその元出資者等であるグループ各社に対して売却を申し入れるものとし、本資産運用会社と当該グループ会社が

購入条件について基本的に合意した場合、当該グループ各社と本資産運用会社は、売買契約締結に向けて誠実に協議を行うものとされています。一定期間内に売買契約が締結されなかった場合、本資産運用会社は第三者に売却を申し入れることができます（ただし、第三者への売却条件が当該グループ各社の提示した購入条件と同等以下である場合には、売却前に再度当該グループ各社の意思を確認する必要があります。）。本資産運用会社は、一定の条件の下で本規定を適用しないことができます。なお、本条項についてのみ、本資産運用会社が本投資法人の資産運用会社ではなくなった場合にもなお適用されるものとされています。

E. 本資産運用会社が、各パイプライン・サポート会社の傘下にあるグループ各社に対して、上記の手續に従い、本投資法人及び本資産運用会社に協力するよう要請する場合、各パイプライン・サポート会社は、各々その傘下にあるグループ各社につき、本資産運用会社が必要とする協力を行うものとされています。

F. 本覚書の有効期間は本覚書の取交の日から 5 年ですが、本資産運用会社が、本投資法人についての資産運用会社ではなくなった場合には、上記 D を除き、直ちに終了します。また、見直しの合意が有効期限終了日までになされない限り、本覚書は同一の内容で 3 年間延長されます（以後も同様です。）。

G. 本資産運用会社が本投資法人以外の別の投資法人又は投資信託の資産の運用も行うようになった場合、本覚書は、当該複数運用体制に適したものになるよう、当事者間で別途協議の上、修正されます。

II. スポンサー企業グループと投資法人の棲分け或いは重複の状況

パイプライン・サポート会社と本投資法人において、投資する物件のタイプが重複する可能性はありますが、「保有不動産資産の売買等に関する覚書」において上記に定める通り、パイプライン・サポート会社により、本投資法人が投資することができる不動産資産が売却される場合、当該パイプライン・サポート会社は、優先的に本資産運用会社を通じて本投資法人に対して売却を申し入れることが決められており、パイプライン・サポート会社が、その独自の判断により特定の不動産資産に関する投資機会の追求を放棄し、当該不動産資産が本投資法人の投資基準に適合する可能性があるとは合理的に判断した場合には、当該パイプライン・サポート会社は、当該不動産資産について入手した情報を、可能な限り速やかに、本投資法人に提供します。

2. 投資法人及び資産運用会社の運用体制等

(1) 投資法人

①投資法人の役員の状況

本書の日付現在の投資法人の役員の状況は以下の通りです。

役職名	氏名	主要略歴		選任理由
執行役員	堀江 正博	昭和 59 年 4 月 昭和 60 年 4 月 昭和 61 年 3 月 平成元年 7 月 平成 6 年 3 月 平成 8 年 2 月 平成 11 年 12 月 平成 13 年 6 月 平成 14 年 9 月 平成 15 年 6 月	東京急行電鉄株式会社 入社 鉄道部 同 多摩田園都市部 同 リゾート事業部海外開発部 エメラルドリゾーツアンドホテルズ出向 アシスタント・バイスプレジデント エメラルド清算信託管財人補佐役（ホノルル駐在） 東京急行電鉄株式会社 財務部 同 グループ事業室 同 連結経営委員会 課長 東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社 出向 代表取締役副社長 同 代表取締役 執行役員社長就任（現在に至る） 東急リアル・エステート投資法人 執行役員就任（現在に至る）	不動産業、企業財務などの幅広い業務経験と知識に加え、信託管財人補佐役として信託受託者の責務にあたるなど、投資法人の執行役員として高度な執行能力が期待されるため。また、本投資法人の資産の運用を行う資産運用会社である本資産運用会社の代表取締役であり、本投資法人と本資産運用会社との連携を密にする目的に照らして適任者であるため。 （詳細は 2. 投資法人及び資産運用会社の運用体制等 (1) 投資法人②「投資法人執行役員の資産運用会社役職員との兼職理由及び利益相反関係への態勢」を参照）
監督役員	柳澤 義一	昭和 60 年 3 月 昭和 60 年 5 月 平成 12 年 6 月 平成 13 年 7 月 平成 15 年 6 月 平成 16 年 7 月	公認会計士開業登録（現在に至る） 柳澤公認会計士事務所開設 税理士開業登録（現在に至る） 新創監査法人 代表社員就任（現在に至る） 日本公認会計士協会理事就任 東急リアル・エステート投資法人 監督役員就任（現在に至る） 日本公認会計士協会常務理事就任（現在に至る）	会計の専門家としての知識と経験に加えて、監査法人の経営に携わり、経営者として幅広い見識を有し、また社外役員経験も豊富であり、幅広い見地から執行役員の業務執行を監督することが期待されるため。
		※その他の兼任の状況 ・利害関係のない会社の取締役 3、監査役 10 ・利害関係のない法人の理事 2、監事 4		
監督役員	近藤 丸人	昭和 63 年 4 月 昭和 63 年 5 月 昭和 63 年 9 月 平成元年 7 月 平成 8 年 2 月 平成 10 年 5 月 平成 15 年 6 月	弁護士登録（東京弁護士会） 大原法律事務所入所 香港中文大学留学 中国人民大学留学 香港“ROBERT LEE&FONG” SOLICITORS（法律事務所）勤務 近藤丸人法律事務所開設（現在に至る） 第二東京弁護士会へ登録換え（現在に至る） 東急リアル・エステート投資法人 監督役員就任（現在に至る）	法律の専門家としての知識と経験に加えて、法律事務所の経営に携わり、経営者として幅広い見識を有し、また社外役員経験も豊富であり、幅広い見地から執行役員の業務執行を監督することが期待されるため。
		※その他の兼任状況 ・利害関係のない法人の理事 1、監事 1		

②投資法人執行役員の資産運用会社役員との兼職理由及び利益相反関係への態勢

氏名	資産運用会社の役職	兼職理由	利益相反関係への態勢
堀江 正博	代表取締役 執行役員社長	<p>本投資法人は資産の運用を唯一の目的とし、本資産運用会社はその資産の運用を本投資法人から委託されることから、本資産運用会社と本投資法人は、業務の推進やコンプライアンス機能の強化のため、その連携を密にする必要があります。本資産運用会社の代表取締役が本投資法人の執行役員を兼ねることは、かかる連携を密にすることに資すると考えられます。したがって、かかる兼職はその必要性が極めて高いものと考えます。そして、本資産運用会社の代表取締役は、本投資法人からの委託を受けて行う資産運用業務を統括する立場であり、本資産運用会社と本投資法人の連携を密にするという目的の達成のためには、本投資法人の執行役員と兼職する者としては、最も適切であると考えます。</p> <p>すなわち、①本投資法人の執行役員は、本投資法人の業務を執行し、本投資法人を代表しますが、本投資法人の執行役員がその業務を執行する際に必要となる本資産運用会社から報告等、②本投資法人の役員会における執行役員の職務の執行状況報告及び③本投資法人の投資主総会における執行役員の投資主に対する説明に当たっては、いずれの場合においても、本資産運用会社の代表取締役が本投資法人の執行役員を兼ねた場合の方が、その報告または説明がより効率よく行われかつより充実したものとなり、本資産運用会社と本投資法人の連携は密となります。</p> <p>したがって、本資産運用会社の資産運用業務を統括する代表取締役が、本投資法人の執行役員に就任する必要性は極めて高いものと考えます。</p>	<p>本資産運用会社と本投資法人とでは、資産運用委託契約を締結する以外に取引関係が発生することは予定されていません。</p> <p>また、資産運用委託契約については、①資産運用報酬は、規約記載事項として、その変更には投資主総会の決議が必要となっており、また②資産運用委託契約の契約内容の変更や、資産運用報酬その他の資産の運用に係る費用の支払は、役員会決議事項となっており（また、執行役員は特別利害関係を有するとして当該決議に参加することができません）、さらには③資産運用委託契約の解約は原則として投資主総会の決議が必要となっています。すなわち、資産運用委託契約は執行役員一人の意思では変更または解約ができないこととされています。</p> <p>他方、本資産運用会社の代表取締役についても、①善管注意義務及び忠実義務を本資産運用会社に対して負っているほか、②資産運用委託契約の変更等については、「重要な契約に関する事項」として取締役会決議事項となっており（これについても、代表取締役は特別利害関係を有するとして当該決議に参加することができません）、やはり、資産運用委託契約は代表取締役一人の意思では変更等ができないこととされています。このように、本資産運用会社の代表取締役が、本投資法人の執行役員に就任しても、自らの意思のみでは、資産運用委託契約の変更または解約ができません。また、利益相反行為を防止するために、本投資法人では役員会の他の構成員である監督役員の役割が重要といえますが、本投資法人の監督役員には、執行役員及び本資産運用会社とは何の利害関係もない弁護士や公認会計士が就任しており、監督役員による十分なチェック機能が果たせる体制になっています。</p>

③その他投資法人役員の兼任・兼職による利益相反関係の有無等

該当事項はありません。

(2) 資産運用会社

①資産運用会社の役員の状況

本書の日付現在の本資産運用会社の役員の状況は以下の通りです。

役職名 常勤非常勤の別	氏名	主要略歴		兼任・兼職・出向の状況
代表取締役 執行役員社長 (常勤)	堀江 正博	前記「2. 投資法人及び資産運用会社の運用体制等 (1) 投資法人 ①投資法人の役員の状況」をご参照下さい。		東急リアル・エステート投資法人 執行役員 東京急行電鉄株式会社より出向 東急不動産株式会社より出向
代表取締役 執行役員副社長 (常勤)	澤 健二郎	昭和57年4月 昭和57年6月 昭和58年7月 昭和62年4月 平成10年4月 平成16年4月 平成18年4月	東急不動産株式会社 入社 総務部 同 開発本部中高層住宅部 同 コンサルティング事業本部 同 財務部 同 財務部主計グループ 課長 同 財務部主計グループ 部長 東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社 出向 同 代表取締役 執行役員副社長 (資産開発、資産運用担当) 就任 (現在に至る)	東急不動産株式会社より出向
取締役 (非常勤)	巴 政雄	昭和51年4月 昭和52年5月 平成5年3月 平成8年4月 平成11年7月 平成13年4月 平成13年6月 平成14年4月 平成15年4月 平成15年6月 平成17年4月 平成18年6月 平成19年6月	東京急行電鉄株式会社 入社 鉄道部 同 財務部 同 経営管理室 課長 同 人事部 課長 同 ホテル事業部 課長 株式会社東急ホテルマネジメント 出向 管理部長 同 取締役管理部長 同 取締役企画管理部長 東京急行電鉄株式会社 財務戦略推進本部 財務部 統括部長 東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社 非常勤取締役 (現在に至る) 東京急行電鉄株式会社 執行役員 財務戦略室 副室長兼財務部統括部長 同 執行役員 財務戦略室 室長 同 取締役 執行役員 財務戦略室長 (現在に至る)	東急ファイナンスアンドアカウンティング株式会社 代表取締役社長 東急保険コンサルティング株式会社 取締役 (非常勤) 株式会社ティー・エイチ・プロパティーズ 取締役 (非常勤) 伊豆急不動産株式会社 取締役 (非常勤) ゴールドバック株式会社 監査役 (非常勤) 東急バス株式会社 監査役 (非常勤)
取締役 (非常勤)	芦沢 俊丈	昭和61年4月 昭和61年12月 昭和62年5月 平成3年10月	東京急行電鉄株式会社 入社 鉄道部 同 田園都市事業部 同 ビル事業部 東急バス株式会社 出向	該当する事項はありません。

		平成9年4月 平成14年7月 平成15年4月 平成17年4月 平成17年6月	東京急行電鉄株式会社 都市開発事業部 同 都市開発事業部 総括課長 同 都市生活事業本部 事業統括部 総括担当主幹 同 経営統括室 経営企画部 主幹 (平成19年1月より「課長」に名称変更) (現在に至る) 東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社 非常勤取締役 (現在に至る)	
取締役 (非常勤)	高田 秀之	昭和56年4月 昭和56年5月 昭和57年11月 平成3年4月 平成5年4月 平成7年4月 平成8年4月 平成11年4月 平成16年4月 平成18年4月 平成19年4月 平成19年6月	東急不動産株式会社 入社 総務部 同 住宅本部 東急ホーム株式会社 出向 東急不動産株式会社 開発事業本部 同 政策室 同 政策室 企画担当課長 同 企画室 課長 同 経営企画部 企画グループ 課長 同 経営企画部 企画グループ 部長 同 資産活用事業本部 業務推進グループ 兼 事業企画部グループ 部長 同 資産活用事業本部 事業企画部 統括部長 兼 業務推進グループ 部長 (現在に至る) 東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社 非常勤取締役 (現在に至る)	該当する事項はありません。
監査役 (非常勤)	高秀 憲明	昭和59年4月 昭和60年4月 昭和62年10月 平成元年5月 平成2年4月 平成5年7月 平成11年7月 平成12年7月 平成15年4月 平成17年4月 平成19年6月	東京急行電鉄株式会社 入社 鉄道部 同 ケーブルテレビジョン開発室 株式会社東急ケーブルテレビジョン (現イツ・コミュニケーションズ株式会社) 出向 東京急行電鉄株式会社 交通事業部 管理部 同 関連事業室 関連一部 同 グループ事業室 関連一部 同 経営管理室 同 経営企画室 課長 同 経営統括本部 経営政策担当 主幹 東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社 非常勤監査役 (現在に至る) イツ・コミュニケーションズ株式会社 出向 経営統括室長 同 執行役員 経営統括室長 (現在に至る)	横浜コミュニティ放送株式会社 取締役放送局長 (非常勤)
監査役 (非常勤)	小野木 喜博	昭和51年4月 昭和52年5月	東京急行電鉄株式会社 入社 鉄道部 同 財務部	株式会社東急セルリアンタワー 取締役 (非常勤)

	昭和 56 年 7 月 昭和 63 年 1 月 平成元年 7 月 平成 5 年 7 月 平成 10 年 12 月 平成 13 年 10 月 平成 15 年 4 月 平成 17 年 4 月 平成 17 年 6 月 平成 18 年 6 月 平成 19 年 1 月	同 海外開発部 (シンガポール駐在) 同 海外事業部 管理部 同 企画政策室 同 社長室 課長 同 ビル事業部 営業部 課長 同 ビル事業部 事業推進部 部長 同 都市生活事業本部 ビルディング事業部 統括部長 東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社 非常勤取締役 東京急行電鉄株式会社 執行役員 ビル事業部 副事業部長 兼 ビルディング部 統括部長 東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社 非常勤監査役 (現在に至る) 東京急行電鉄株式会社 執行役員 ビル事業部 副事業部長 東京急行電鉄株式会社 執行役員 開発事業本部 ビル事業部長 兼 事業統括部 統括部長 (現在に至る)	東急スポーツシステム株式会社 取締役 (非常勤) 株式会社東急ステーションリテールサービス 取締役 (非常勤) 株式会社東急グルメフロント 取締役 (非常勤) 株式会社東急モールズデベロップメント 監査役 (非常勤)
--	---	---	---

②資産運用会社の従業員の状況

本書の日付現在の本資産運用会社の従業員の状況は以下の通りです。

従業員数 (名) ・ 出向受入れの状況	兼務の状況
従業員数 26 名 (代表取締役執行役員 2 名を除く)。内訳は以下の通りです。	<ul style="list-style-type: none"> ・常務執行役員 日下部 大蔵は、コンプライアンス部長と監理部長を兼務しています。 ・執行役員 小井 陽介は、IR 部長と経営企画部長を兼務しています。
東京急行電鉄株式会社からの出向者 13 名	
東急不動産株式会社からの出向者 5 名	
東急ファイナンス アンド アカウンティング株式会社からの出向者 1 名	
派遣社員 7 名	

(3) 利益相反への取組み等

①利益相反取引への対応方針及び運用体制

I. 利益相反への対応方針

本投資法人の自主ルールとして、基本原則と個別ルールから成る利益相反対策ルールを以下の通り定めています。

A. 基本原則

自主ルールの策定、開示、遵守及び複階層チェックを基本原則とします。

i. 利益相反対策ルール of 策定、開示、遵守

イ. 自主ルールとして「利益相反対策ルール」を設け、運用ガイドラインに掲載します。

ロ. その内容を目論見書及びウェブサイト上で開示します。

ハ. インベストメント委員会は、本ルールに基づいて審議及び決議を行い、取締役会に対し答申します。

ニ. 本投資法人の役員会決議により本ルールが変更された場合は速やかに開示します。

ii. 複階層チェック

イ. 本資産運用会社における（外部者）チェック

(a) コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、利益相反対策ルールの妥当性について審議を行い、取締役会に対し答申します。

(b) 第三者による個別取引のルール適合性に関する確認を行います（現時点では監査法人に委託するものとします。）。

上記監査法人作成の作業結果報告書において特記事項があった場合は、コンプライアンス部長の判断によりコンプライアンス・リスクマネジメント委員会で審議を行います。

ロ. 本投資法人の役員会（*）による事前承認

（*）本投資法人の執行役員に本資産運用会社社長が就任する場合には、監督役員 2 名のみの承認とします。本書の日付現在、本投資法人の執行役員に本資産運用会社社長が就任しています。

B. 個別ルール

以上の法令に基づく制限に加えて、本投資法人は、グループ各社との間における以下の取引に関して、すべての場合に取引毎に本投資法人の役員会の事前承認を得て、それぞれ以下の基準に基づいて行うものとします。

i. グループ各社からの物件の取得

イ. 不動産及び不動産信託受益権の場合

(a) 1 投資案件当たりの「投資額」が鑑定評価額を超える場合には、取得しません。

ただし、「投資額」は、物件そのものの購入金額のみとし、鑑定評価額の対象になっていない、税金及び取得費用等の他、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分の精算額を含みません。

なお、今後、本投資法人の投資適格物件をグループ各社が本投資法人への譲渡を前提として一時的に取得し、その後本投資法人が取得する場合には、「投資額」に、グループ各社が当該物件取得のために負担した諸費用（SPC 組成費用、仲介手数料、デュー・ディリジェンス費用、専門家報酬等）相当額を含めることにより、グループ各社からの物件取得の際の上限価格である鑑定評価額を超過した金額で取得する場合があります。

(b) 当該鑑定評価額が妥当であるかを確認するため、セカンド・オピニオン（当該鑑定評価を前提としたその妥当性についての意見）を信託銀行等の第三者（当面の委託先は中央三井信託銀行株式会社）から取得します。

(c) 上記鑑定評価額の鑑定評価サマリー及びセカンド・オピニオン・サマリー、並びに上記(a)に記載されているグループ各社から鑑定評価額を超過した金額で取得した場合の「投資額」及びグループ各社が負担した費用総額、費目、支払先及びグループ各社への個別支払額については、取得決定後速やかに開示します。

ロ．その他の特定資産の場合

時価が把握できる場合は時価とし、それ以外の場合は上記イ．に準じるものとします。

ii．グループ各社への物件の売却

イ．不動産及び不動産信託受益権の場合

(a) 1 投資案件当たりの「売却額」（物件そのものの売却金額のみとし、税金及び売却費用等の他、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分の精算額は含みません。）が鑑定評価額未満となる場合には、売却しません。

(b) 当該鑑定評価額が妥当であるかを確認するため、セカンド・オピニオンを信託銀行等の第三者から取得します。

(c) 上記鑑定評価額の鑑定評価サマリー及びセカンド・オピニオン・サマリーについては、売却決定後速やかに開示します。

ロ．その他の特定資産の場合

時価が把握できる場合は時価とし、それ以外の場合は上記イ．に準じるものとします。

iii．グループ各社への物件の賃貸

(a) 市場相場及び対象物件の標準的な賃貸条件等を総合的に勘案して、適正な賃貸条件に基づき賃貸します。判断の根拠とした第三者作成マーケットデータ（場合によっては第三者による意見書）を本投資法人役員会に上程し、事前承認を得ます。

(b) 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 22 号。その後の改正を含みます。）により、有価証券届出書及び有価証券報告書への記載が要求されている「主要なテナント（賃貸面積が総賃貸面積の合計の 10%以上を占めるテナント）」に加えて、グループ各社への賃貸条件の開示を行います。ただし、賃貸面積が総賃貸面積の 1%未満のテナントについてはまとめて開示することができるものとします。

iv．グループ各社への PM 業務委託

イ．PM 会社の選定基準

商業テナントに関する情報網と地域密着性に裏付けられたテナント営業力及び規模のメリットによるコスト削減の観点から、原則として東急電鉄若しくは東急不動産又はグループ各社を選定します。利益相反対策として、委託条件については、マーケット水準、役務提供の内容、

業務量を勘案の上決定し、報酬水準、契約期間、解約条件を開示します。報酬水準については、当該契約条件に基づく妥当性について、第三者（当面の委託先は株式会社住信基礎研究所）から意見書を事前に取得し、意思決定の資料として本投資法人の役員会に提出し、事前承認を得、結論について開示します。

ロ．PM 契約の更新

- (a) 本資産運用会社によるパフォーマンス・チェックを定期的に行い、本資産運用会社の定める基準に達しない場合には、契約を更新しないものとします。
- (b) 更新時の報酬水準については、当該契約条件に基づく妥当性について、第三者から意見書を事前に取得し、意思決定の資料として本投資法人の役員会に提出し、結論について開示します。

v．グループ各社が売買・賃貸を媒介した場合

イ．売買

- (a) 媒介手数料は宅地建物取引業法に規定する報酬以下とし（売買価格の3%を上限とします。）、売買価格及び業務の難易度等を判断の上決定します。
- (b) 各取引毎に、報酬金額を開示するものとします。

ロ．賃貸

- (a) 媒介手数料は宅地建物取引業法に規定する報酬以下とします（媒介手数料は契約賃料の1か月分相当を上限とします。）。
- (b) 1,000万円以上の手数料が発生する賃貸の媒介については本投資法人の役員会の事前承認を得るものとします。
- (c) 每期まとめて報酬金額を開示します。

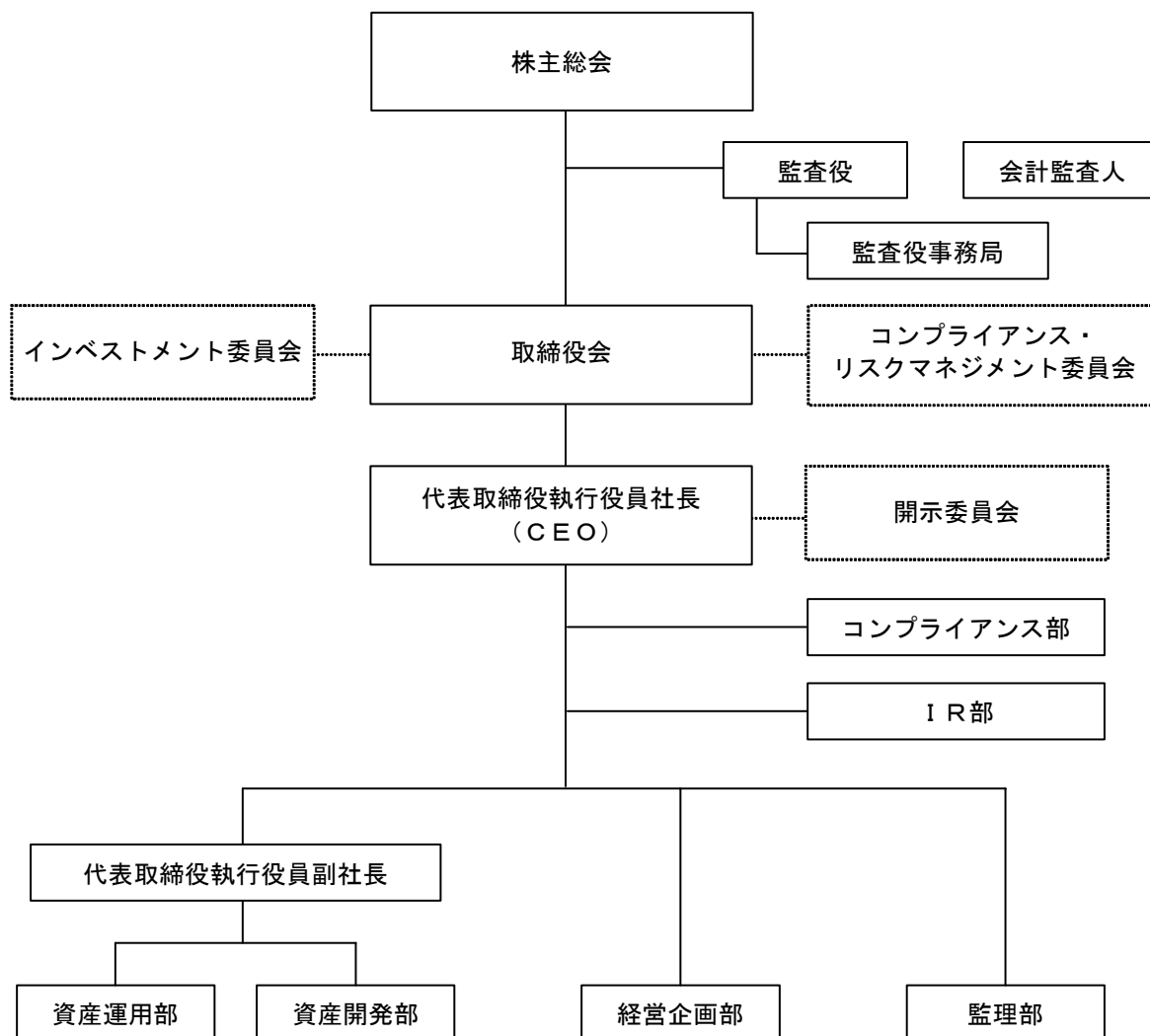
vi．グループ各社に工事を発注する場合

- (a) 1,000万円以上の工事については本投資法人の役員会の事前承認を得た上で、各取引毎に開示します。
- (b) 每期まとめて発注額を開示します。

II. 本資産運用会社の運用体制

A. 運用体制

(本資産運用会社組織図)



(各部の業務の概略)

組織	主な業務の概略
コンプライアンス部	<ul style="list-style-type: none"> ■ 内部統制の監視及び有効性評価に関する事項 ■ 業務全般についての法令及び規則の遵守状況のチェック
IR部	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本投資法人の投資主への対応 ■ 本投資法人の情報開示の実施
監理部	<ul style="list-style-type: none"> ■ 内部監査の計画策定、実施及びリスク管理体制の整備 ■ 取締役会及び株主総会の運営企画並びに本投資法人の投資主総会及び役員会の運営補助 ■ 社内諸規程や規則等の制定改廃に関する事項 ■ 官公庁、東京証券取引所、業界団体等との渉外に関する事項
経営企画部	

会社の総務業務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人事及び総務全般に関する事項

会社の財務会計業務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 財務及び会計全般に関する事項

本投資法人の財務・会計業務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本投資法人の資金調達に関する事項

経営企画業務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期計画の策定等経営企画全般に関する事項 ■ 市場統計、調査全般に関する事項
資産開発部	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本投資法人の資産運用に係る基本方針及び計画の策定 ■ 本投資法人の資産の取得、売却、評価及び調査
資産運用部	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本投資法人の資産運用に係る基本方針及び計画の策定 ■ 本投資法人のポートフォリオ構築及び運用状況の管理 ■ 運用資産の賃貸借、PM会社、修繕に関する管理 ■ 運用管理業務及び資産運用の実績の報告

本資産運用会社は、上記組織の下、本投資法人より委託を受けた資産運用に係る業務を行います。本資産運用会社は、法律上の規定に基づかない同社独自の制度として同社内に執行役員を選任しており、経営（経営戦略及び業務執行に関する基本的重要な事項の意思決定並びに業務執行の監督）と業務執行を分離した体制を以下の通り採用しています。

i. 取締役会による意思決定及び業務執行の監督

本資産運用会社の取締役会は、経営戦略及び業務執行に関する基本的重要な事項の意思決定を行います。取締役会は、2名の代表取締役（執行役員社長及び執行役員副社長）の他、3名の非常勤取締役（本書の日付現在、本資産運用会社の株主の職員である者が就任しています。）から

構成されており、非常勤取締役による経営に対する監視機能が導入されています。なお、本資産運用会社の取締役会は、委員会を設置し、特定の分野の課題についての協議を行い、協議の結果を意思決定の参考にすることができます。本書の日付現在、資産の運用に係る重要事項につき審議、決議及び答申を行うためのインベストメント委員会、資産の運用方針の策定、投資判断及び利益相反対策ルールの妥当性に関する事項につき、コンプライアンス（法令遵守）及びリスク管理の観点から審議するためのコンプライアンス・リスクマネジメント委員会、並びに適時開示の対象となる情報のうち、本投資法人、本資産運用会社及び本投資法人の運用資産等にかかる発生事実についての開示に関する対応につき審議を行うための開示委員会を設置しています。本資産運用会社の取締役会は、代表取締役及び執行役員の業務執行の監督を行うという役割も担っています。

更に、本資産運用会社は、利害関係を有する者との個別取引について、利益相反対策ルールとの整合性の確認を第三者に依頼しています。本書の日付現在、本資産運用会社は、本投資法人の会計監査人以外の監査法人にかかる作業を依頼しています。当該監査法人は、本資産運用会社との間で合意された手続を実施し、その作業結果報告を取締役会及びコンプライアンス部長に提出しています。なお、当該監査法人によるかかる作業は、財務諸表監査における監査手続きとは異なるものです。

<委員会>

イ. インベストメント委員会

委員	執行役員社長（委員長）、非常勤取締役（3名）、不動産鑑定士（1名）
内容	運用ガイドライン及び資産運用計画の策定及び変更、ポートフォリオ全体の資産配分並びに個別物件についての投資判断等について審議及び決議を行い、取締役会に対し答申します。
決議方法等	委員長から付議され、委員の3分の2が出席し、出席委員の過半数の賛成により答申すべき意見を採択します。ただし、議案に関し利害関係を有する委員は議決権を有さず、また、個別物件の売却を検討するに当たり、決議事項が目標売却価額の設定に係る場合において、その決議につき特別の利害関係を有する委員（不動産鑑定士として選任された委員を除きます。）は当該議案の決議及びその審議から退席しなければなりません。すべての委員が、議案に関し利害関係を有する場合には、委員長が取締役会に答申すべき意見を採択します。委員は、必要と認めるときは、本資産運用会社の執行役員に対し、その業務分野に関連する説明を求めることができます。また、審議中に採択された意見について少数意見が出された場合には、当該少数意見を述べた委員は「少数意見報告書」を作成し、取締役会へ提出することができます。少数意見報告書は、それが出された議案について、本投資法人の役員会の承認又は同役員会への報告が必要である場合には、本資産運用会社から本投資法人の役員会に提出されるものとします。なお、本委員会の事務局長は、資産開発部長が務め、委員会の会議議事録の作成及び委員会事務に関する業務を行います。

ロ. コンプライアンス・リスクマネジメント委員会

委員	非常勤取締役（2名）、外部委員（2名） 委員長は、非常勤取締役から選任します。 本委員会の外部委員として、（現在及び過去5年間に於いて）グループ各社の役職員ではない学識経験を有する者2名を招聘します。本書の日付現在、外部委員は、コンプライアンスに精通した外部弁護士（1名）及びリスク管理に精通した外部専門家（1名）です。
内容	取締役会の要請に従い、コンプライアンス（法令遵守）及びリスク管理に関する重要な事項、並びに利益相反対策ルール の妥当性につき審議を行い、取締役会に対し答申します。なお、個別取引の利益相反対策ルールとの適合性に関する 第三者からの作業結果報告書において特記事項があった場合でかつコンプライアンス部長が必要であると判断した場 合、本委員会は、当該事項について、コンプライアンス部長より報告を受け、その適合性について審議を行い、取締 役会に対し答申します。
審議方法等	委員会は、原則として、外部委員2名を含む3名の出席がない場合は開催されません。議案は、コンプライアンス部長より 付議され審議後、その審議結果を委員長が取締役会へ答申します。各委員は、審議において必要と認めるときは本資 産運用会社の執行役員に対しその業務分野に関する説明を求めることができます。委員会の審議内容は取締役会へ報告 されます。また、各委員の独自の判断により、別途意見書を取締役会に提出することができます。意見書は、それが出 された議案について、本投資法人の役員会の承認又は同役員会への報告が必要である場合には、本資産運用会社から本 投資法人の役員会に提出されるものとします。なお、本委員会の事務局長は、コンプライアンス部長が務め、委員会の 会議議事録の作成及び委員会事務に関する業務を行います。

ハ．開示委員会

委員	IR部長（委員長）、コンプライアンス部長、監理部長、経営企画部長 委員長が必要と判断した者
内容	適時開示の対象となる情報のうち、本投資法人、本資産運用会社及び本投資法人の運用資産等にかかる発生事実につい ての開示に関する対応につき審議を行い、その結果を代表取締役執行役員社長に報告します。

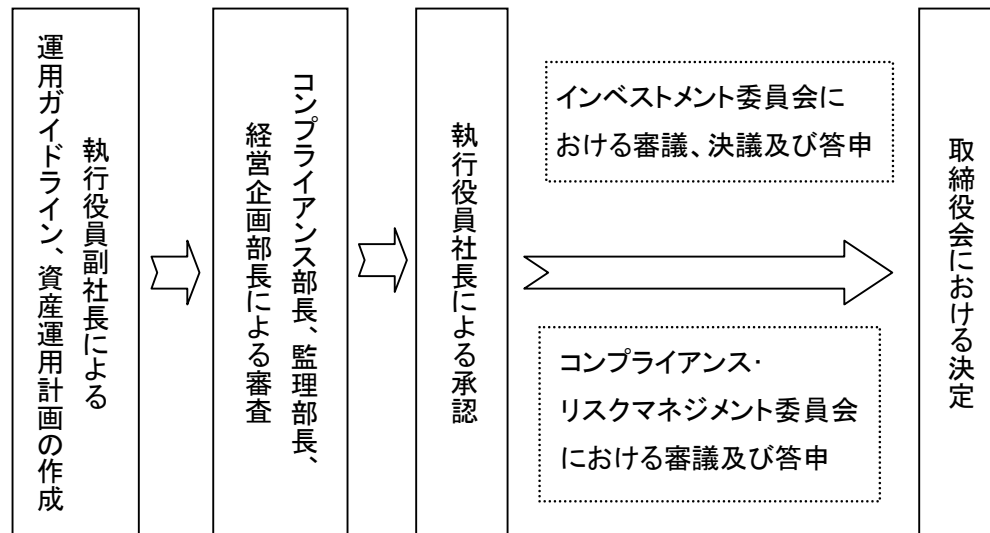
ii．本資産運用会社の執行役員による業務執行

取締役会の重要な意思決定に基づく業務執行については、各業務分野毎に配置された本資産運用会社の執行役員等が担当し、執行役員社長は全業務を、執行役員副社長は資産運用業務を統括します。更に、執行役員社長は、本資産運用会社の各執行役員に対しそれぞれの業務執行の状況について直接報告させることができます。なお、執行役員社長及び執行役員副社長以外の本資産運用会社の執行役員は、取締役を兼務せず業務執行に専念し、経営（経営戦略及び業務執行に関する基本的な重要事項の意思決定並びに業務執行の監督）と業務執行との分離を図っています。本資産運用会社の各執行役員は、業務の円滑な遂行のため、業務執行の全般的方針及び計画並びに重要な業務の実施に関し協議し、定期的に相互の意思疎通を図るよう努めています。

B. 意思決定機構

i. 運用方針決定に関するプロセス

本資産運用会社の意思決定プロセス（運用ガイドライン／資産運用計画）



本資産運用会社は、資産運用の投資方針、利益相反対策ルール及び分配方針等について、運用ガイドライン並びに運用資産の修繕計画、リーシング計画及び取得計画を含む物件管理計画、資金調達計画等について資産運用計画を策定し、また随時改訂します。運用ガイドラインには、本資産運用会社が本投資法人の資産運用を受託するに当たって定めた社内規程、規約に定められた資産運用の対象及び方針の具体的内容並びにその他本投資法人の運営に関して必要な事項についての基本的方針が規定されます。

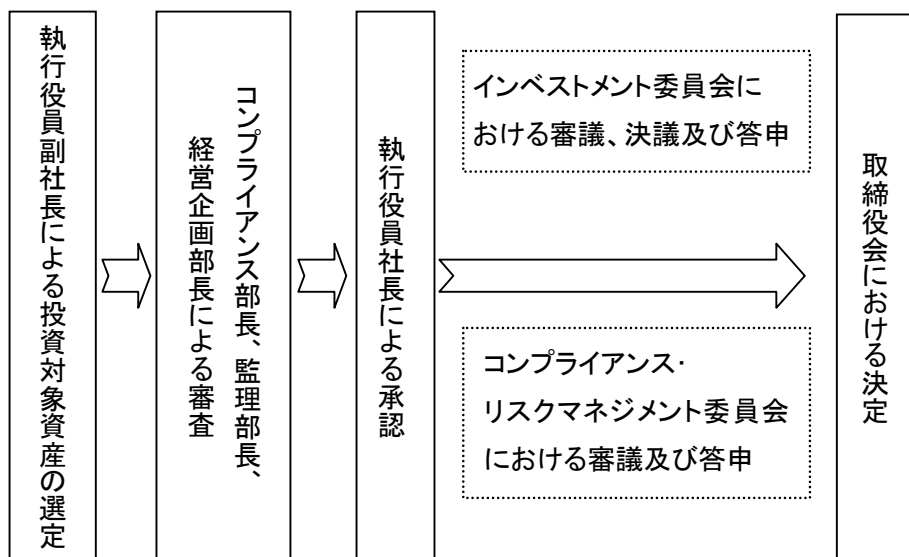
運用ガイドライン及び資産運用計画は、資産開発部、資産運用部及び経営企画部により協議の上起案され、資産運用業務の統括者である執行役員副社長に提出され、執行役員副社長より、職務権限規程に基づき、コンプライアンス部長、監理部長及び経営企画部長による審査を経て、執行役員社長に報告されます。執行役員社長の承認後、執行役員社長より取締役会に上程されます。取締役会は、その決議前に、インベストメント委員会の審議、決議及び答申、更にはコンプライアンス・リスクマネジメント委員会の審議及び答申を要請することができます。取締役会は、インベストメント委員会及びコンプライアンス・リスクマネジメント委員会より提出された答申及び意見（少数意見報告書を含みます。）を尊重しつつ意思決定の参考にした上で、決議を行い、運用ガイドライン及び資産運用計画を成立させます。成立した運用ガイドライン及び資産運用計画は、取締役会の決議後速やかに本投資法人の役員会に報告されます。なお、運用ガイドラインは、翌営業期間のため

の資産運用計画の作成とともに、原則として毎年1月末日までと7月末日までに見直し、改訂されますが、経済情勢の大幅な変化が生じた場合には、その都度改訂されます。

ii. 資産運用に関するプロセス

イ. 物件の取得

本資産運用会社の意思決定プロセス（物件取得）



物件の取得に際し、執行役員副社長が統括する資産開発部及び資産運用部において、物件をめぐる権利関係その他の精査、建物賃借人の状況、建物賃貸借契約等の賃貸借に関する精査、修繕履歴の精査、建物状況評価、環境調査及び不動産鑑定評価を含む物件の精査（以下「物件精査」といいます。）を行い、投資方針及び投資基準に合致し、本投資法人が投資できる物件を選定します。資産開発部及び資産運用部は、意思決定に必要な書面及び売買契約書等を作成の上、執行役員副社長に提出し、その後は上記 i と同じプロセスを経て、取締役会において投資の決定が行われます。かかる決定に基づき、執行役員副社長が、物件の取得を実行します。

なお、物件の売却についても取得と同様のプロセスを経て実行されます。

ロ. 修繕・資本的支出

資産運用部は、取締役会で決定された資産運用計画に基づき、修繕を実施します。ただし、同計画に定められていない修繕のうち、少額で

かつ当該営業期間の予算を超えない修繕又は緊急を要する修繕に関しては、資産運用部長の決定により実施する場合があります。

ハ. 賃貸

(a) 新規テナントとの契約

新規テナントとの契約は、取締役会で決定された資産運用計画に規定されている契約条件を上回っていることを条件とします。また、市場動向、テナントの信頼度、契約面積、空室率等を勘案した結果、資産運用計画に記載されている契約条件を下回る条件ではあるものの契約することが望ましいと資産運用部長が合理的に判断した場合には、同計画の策定及び変更と同様のプロセスを経た上で取締役会の決議により決定します。

(b) 既存テナントとの契約更改及び賃料改定

既存のテナントとの契約更改及び賃料改定に関しても、新規テナントとの契約と同様に、更改又は改定後の条件が資産運用計画に記載された契約条件を上回ることを条件とします。また、資産運用計画に記載されている契約条件を下回る条件ではあるものの契約更改及び賃料改定を行うことが望ましいと資産運用部長が合理的に判断した場合には、同計画の策定及び変更と同様のプロセスを経た上で取締役会の決議により決定します。

ニ. 資金調達

経営企画部は、物件の取得に合わせて機動的に資金調達の手続を行います。資産運用計画で定めた金額の範囲内の借入れに関しては、実行することができますが、同計画に定めた金額を超える借入れの実行に関しては、実行前に、同計画の策定及び変更と同様のプロセスを経た上で取締役会の決議により決定します。投資法人債の発行、投資口の発行についても同計画に定めますが、金額の多寡にかかわらず、発行の都度、同計画の策定及び変更の場合と同様のプロセスで取締役会の決議を経て実行されます。

iii. グループ各社との取引に関するプロセス

物件の取得、賃貸、管理委託、売買・賃貸の媒介、工事の発注、資金の借入れ等の取引がグループ各社との間で行われる場合には前記プロセスに加えて、利益相反対策ルールに基づき、本投資法人の役員会の事前承認を経るものとします。役員会の事前承認を必要とする旨の内規を変更する場合にも、本投資法人の役員会の事前承認が必要です。

②運用体制の採用理由

I. 利益相反取引に対する体制として、上記①に記載した投資運用の意思決定における内部統制上の仕組みが適切と考える理由

投資運用の意思決定における内部統制上の仕組みが適切と考える理由は、以下に記載のとおり、独立第三者の活用も含めた外部監視機能の有効的活用と複階層チェックにより、本資産運用会社の意思決定に対する牽制が期待できることからです。

A. 利益相反対策ルールへの遵守

- ・成長戦略におけるスポンサー・コラボレーションの重要性とそれがもたらすリスクを認識し、利害関係人取引の当否については自主規制として投信法に定義される利害関係人等の範囲より広範にわたるチェックを実施しています。

B. 独立第三者の活用も含めた複階層チェック

- ・本資産運用会社では、独立第三者である外部委員（2名）を含む4名の委員から構成されるコンプライアンス・リスクマネジメント委員会において、利益相反対策ルールに規定される個別の取引について、その妥当性について審議を行います。
- ・本投資法人では、利益相反対策ルールに規定される個別の取引については、本投資法人役員会の事前承認を必要としており、また、その事前承認に当たっては、本資産運用会社社長を兼職する本投資法人の執行役員は当該取引についてその議決権を有しません。

C. 利益相反対策ルール等の履践状況の確認

- ・グループ各社からの物件取得の場合、上限価格となる鑑定評価額が妥当であるかを確認するため、当該鑑定評価に対するセカンド・オピニオン（当該鑑定評価を前提としたその妥当性についての意見）を信託銀行等の第三者から取得します。
- ・上記の利益相反対策ルール等の履践状況については、本投資法人の会計監査人とは別の監査法人から「独立した公認会計士による合意手続に基づく作業結果報告書（Agreed Upon Procedures Report）」を取得し、本報告書に特記事項があった場合はコンプライアンス部長の判断によりコンプライアンス・リスクマネジメント委員会で審議を行います。

II. その他の考え方

A. 投資法人執行役員が資産運用会社の役員を兼任している場合における、利益相反取引に対して投資法人の執行役員が果たす機能についての考え方

前記「2. 投資法人及び資産運用会社の運用体制等 (1) 投資法人 (2) 投資法人執行役員の資産運用会社役職員との兼職理由及び利益相反関係への態勢」をご参照下さい。

B. スポンサーが資産運用会社の株主であり、資産運用会社の取締役会の構成がスポンサー企業グループからの出向者及び兼任者で過半数を占められている場合における、グループ各社との利益相反に対する取締役会が果たす機能についての考え方

利益相反対策ルールに規定される個別の取引については、前記②「運用体制の採用理由」I. A乃至C「利益相反対策ルールへの遵守」、「独立第三者の活用も含めた複階層チェック」及び「利益相反対策ルール等の履践状況の確認」等の取組みにより、その取締役会決議の妥当性を確保することが期待されています。

C. 委員会の外部委員の氏名、略歴、兼任・兼職の状況、グループ各社との関係及びこれらの状況を踏まえた利益相反取引に対する当該

委員が果たす機能についての考え方

コンプライアンス・リスクマネジメント委員会には、外部委員として、グループ各社の役職員ではない（現在及び過去 5 年において）学識経験を有する者 2 名を招聘しています。

現在、外部委員には、弁護士の菊地伸氏及びリスク管理に精通した専門家である株式会社インターリスク総研の田村直義氏が就任しています。それぞれコンプライアンス及びリスク管理に精通した専門家としての知識と経験等を踏まえた幅広い見地から本委員会の審議に参加し、本資産運用会社の意思決定に対する独立第三者の外部監視機能を発揮することが期待されています。

なお、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会の社外委員の状況は以下の通りです。

役職名	氏名	主要略歴	
コンプライアンス・ リスクマネジメント 委員会 委員	菊地 伸	昭和 57 年 4 月 平成元年 4 月 平成 10 年 4 月 平成 15 年 6 月 平成 15 年 10 月 平成 17 年 6 月	自治省（現総務省） 入省 弁護士登録 第二東京弁護士会所属（現在に至る） 森綜合法律事務所 入所 日比谷パーク法律事務所 パートナー 東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社 コンプライアンス・リスクマネジメント委員会 委員（現在に至る） 森・濱田松本法律事務所 パートナー（現在に至る） 株式会社ジャフコ社外監査役就任（現在に至る）
コンプライアンス・ リスクマネジメント 委員会 委員	田村 直義	平成 2 年 4 月 平成 10 年 4 月 平成 13 年 10 月 平成 15 年 6 月 平成 19 年 4 月	大正海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社） 入社 株式会社インターリスク 出向 法務リスクグループ所属 株式会社インターリスク総研 出向 （株式会社インターリスク、株式会社住友海上リスク総合研究所が合併） 法務リスクグループ 上席コンサルタント 東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社 コンプライアンス・リスクマネジメント委員会 委員（現在に至る） 株式会社インターリスク総研 コンサルティング第一部 CSR・法務チームリーダー 上席コンサルタント（現在に至る）

インベストメント委員会には、外部委員として、不動産鑑定士 1 名を招聘しています。現在、外部委員には、不動産鑑定士として中島和人氏が就任しています。不動産鑑定評価に精通した専門家としての知識と経験等を踏まえた幅広い見地から本委員会の審議及び決議に参加し、運用会社の意思決定に対する牽制機能を発揮することが期待されています。

なお、インベストメント委員会の社外委員の状況は以下の通りです。

役職名	氏名	主要略歴	
インベストメント 委員会	中島 和人	昭和 51 年 4 月 平成 13 年 3 月	東急不動産株式会社入社 不動産鑑定士登録

委員		平成18年10月 平成19年6月 平成19年7月 平成19年9月 平成19年9月	国税局相続税路線価評価委員 国土交通省地価公示評価委員（現在に至る） 日本不動産鑑定協会 証券化評価委員会 実務研究専門委員会委員（現在に至る） 東急不動産株式会社 資産活用事業本部 鑑定部 統括部長（現在に至る） 東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社インベストメント委員会 委員（現在に至る）
----	--	--	--

D. コンプライアンス・オフィサーの氏名、略歴、兼任・兼職の状況、出向の状況、社内での兼務、グループ各社との関係及びこれらの状況を踏まえた利益相反取引並びに法令遵守に対する当該者が果たす機能についての考え方

コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会規程に基づき利益相反取引並びに法令遵守に係る事項を適切にコンプライアンス・リスクマネジメント委員会に付議することをはじめ、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラム等を作成し、それを踏まえたコンプライアンス研修の実施及びコンプライアンス相談窓口の運営等を実施するなど、本資産運用会社の利益相反取引対策及びコンプライアンス態勢の充実・強化を推進することが期待されています。

現在、コンプライアンス・オフィサー（社内呼称は「常務執行役員コンプライアンス部長」といいます。）には、日下部大蔵が就任しています。同人は、事業部門と独立した常務執行役員監理部長を兼務し、その不動産証券化事業の経験を活かして、ミドルオフィス部門としてリスクマネジメントも統括しています。

なお、コンプライアンス・オフィサーの状況は以下の通りです。

役職名	氏名	主要略歴	
常務執行役員 コンプライア ンス部長 監理部長	日下部 大蔵	昭和55年4月 昭和58年7月 昭和63年4月 平成2年4月 平成4年7月 平成7年4月 平成9年4月 平成10年10月 平成11年4月 平成13年6月 平成13年7月 平成14年9月 平成19年6月	東急不動産株式会社 入社 不動産流通部 同 コンサルティング事業本部 同 都市事業本部 同 第一中高層住宅事業本部 同 住宅事業本部 不動産シンジケーション協議会（現社団法人不動産証券化協会） 派遣 事務局長代理 東急不動産株式会社 都市事業本部 課長 同 経営企画部 課長 同 資産活用事業本部 課長 東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社 非常勤取締役 同 出向 取締役資産運用部長 同 執行役員コンプライアンス部長、監理部長 同 常務執行役員コンプライアンス部長、監理部長就任（現在に至る）

3. スポンサー関係者等の取引等

(1) 利害関係人等との取引等

第8期における利害関係人等からの収入については以下の通りです。

(千円)

区分	収入総額 A	うち利害関係人等からの収入		B/A (%)
		相手先	収入額 B	
貸貸事業収入	6,225,362	イツ・コミュニケーションズ株式会社	55	0.0
		株式会社東急コミュニティー	154,003	2.5
		株式会社東急ストア	320,888	5.2
		東急バス株式会社	4,209	0.1
		東急不動産株式会社	330	0.0
		東急リバブル株式会社	420	0.0
		東京急行電鉄株式会社	493,024	7.9
		株式会社ニッポンレンタカー東急	1,732	0.0
		用賀熱供給株式会社	23,369	0.4
その他の貸貸事業収入	499,343	イツ・コミュニケーションズ株式会社	26	0.0
		株式会社東急コミュニティー	42,672	8.5
		株式会社東急ストア	415	0.1
		東急バス株式会社	1,828	0.4
		東京急行電鉄株式会社	13,666	2.7
		株式会社ニッポンレンタカー東急	51	0.0

※上記の数値については、会計監査人による監査は受けていません。

第8期における利害関係人等への支払手数料等の支払額については以下の通りです。

(千円)

区分	支払手数料 総額 A	うち利害関係人等への支払		B/A (%)
		支払先	支払額 B	
水道光熱費	521,056	渋谷地下街株式会社	57	0.0
		用賀熱供給株式会社	110,909	21.3
外注委託費	413,904	イツ・コミュニケーションズ株式会社	20,065	4.8
		株式会社協同技術センター	14,974	3.6
		株式会社東急コミュニティー	244,033	59.0

		東急ファシリティサービス株式会社	20,986	5.1
プロパティ・マネジメント報酬	144,147	東急不動産株式会社	78,187	54.2
		東京急行電鉄株式会社	65,960	45.8
損害保険料	16,914	東急保険コンサルティング株式会社	16,914	100.0
その他賃貸事業費用	235,660	イツ・コミュニケーションズ株式会社	62	0.0
		渋谷地下街株式会社	850	0.4
		株式会社東急コミュニティー	3,295	1.4
		東急ファシリティサービス株式会社	149	0.1
		東急不動産株式会社	6,423	2.7
		株式会社東急ホテルズ	88	0.0
		株式会社東急モルズデベロップメント	2,987	1.3
		東京急行電鉄株式会社	16,247	6.9
その他営業費用	57,334	株式会社関東東急イン	2,390	4.2
		東急ファシリティサービス株式会社	75	0.1
その他営業外費用	8,843	株式会社東急ステーションリテールサービス	400	4.5

(注1) 本「(1) 利害関係人等との取引等」の利害関係人等とは、旧投信法施行令第20条に規定される本投資法人と資産運用委託契約を締結している投資信託委託業者の利害関係人等であり、本「(1) 利害関係人等との取引等」においては、それに加えて、平成19年7月31日現在における当該利害関係人等の100%子会社についても記載しています。第8期は、イツ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社関東東急イン、株式会社協同技術センター、渋谷地下街株式会社、株式会社東急コミュニティー、株式会社東急ステーションリテールサービス、東急ファシリティサービス株式会社、東急不動産株式会社、東急保険コンサルティング株式会社、株式会社東急ホテルズ、株式会社東急モルズデベロップメント、東京急行電鉄株式会社及び用賀熱供給株式会社に対する支払手数料等の支払実績があります。

(注2) 上記記載の支払手数料等以外に、利害関係人等である東急不動産株式会社及び東京急行電鉄株式会社を経由した第三者への支払手数料等の金額は、それぞれ35,949千円及び43,367千円であります。

上記記載の支払手数料等以外に、第8期に利害関係人等へ発注した修繕工事等の支払額は以下の通りです。

株式会社協同技術センター	1,429千円
東急建設株式会社	25,562千円
株式会社東急コミュニティー	4,226千円
東急セキュリティ株式会社	9,034千円
東急ファシリティサービス株式会社	1,498千円
東急不動産株式会社	1,166千円
東京急行電鉄株式会社	2,428千円

(2) 物件取得等の状況

第8期における利害関係人等及び利害関係人等が意思決定機関を支配する特別目的会社（子会社）並びにその他特別の関係にある者（以下、「特別

な利害関係人にある者」といいます。)からの物件取得はありません。

4. その他

(1) 不動産鑑定機関の選定方針及び概要

①不動産鑑定機関の選定方針

本資産運用会社では、不動産鑑定機関の選定にあたり、指定業者制を採用しています。

これは、鑑定機関の業務遂行能力や鑑定実績等について事前に審査を行うことで、不動産鑑定評価書等の品質を保つことを目的としており、本資産運用会社の取締役会での承認が指定の要件となっています。

個別案件ごとの不動産鑑定機関の選定は、業務依頼上の障害の有無や納期の信頼性等を総合的に勘案し、決定しています。

なお、本書の日付現在の指定鑑定機関は、以下の8社です。

- ・財団法人日本不動産研究所
- ・株式会社ヒロ&リーエスネットワーク
- ・ジョーンズラングラサル株式会社
- ・大和不動産鑑定株式会社
- ・他4社

②不動産鑑定機関の概要

平成19年7月31日現在の所有物件の不動産鑑定機関の概要は以下の通りです。

物件名称	不動産鑑定機関の概要			
	名称	住所	不動産鑑定士の人数	選定理由
<ul style="list-style-type: none"> ・QFRONT (キューフロント) ・レキシントン青山 ・TOKYU REIT 表参道スクエア ・東急鷺沼ビル(さぎ沼とうきゅう) ・第2東急鷺沼ビル ・世田谷ビジネススクエア ・東急南平台町ビル ・東急桜丘町ビル 	財団法人 日本不動産研究所	港区虎ノ門一丁目 3番2号	270名	日本最大の不動産鑑定事務所であり、鑑定機関としての信頼性が高いため。また、本投資法人の上場にあたって、短期間に多数の鑑定を依頼する必要があったことから、物量的な対応能力を持つ同鑑定機関を選定し、一括にて依頼した。

<ul style="list-style-type: none"> ・東京日産台東ビル ・TOKYU REIT 赤坂檜町ビル ・TOKYU REIT 蒲田ビル 				
<ul style="list-style-type: none"> ・りそな・マルハビル ・TOKYU REIT 虎ノ門ビル 	財団法人 日本不動産研究所	港区虎ノ門一丁目 3番2号	270名	業務依頼上の障害がなく、納期について信頼性が高いため。
<ul style="list-style-type: none"> ・TOKYU REIT 渋谷宇田川町スクエア ・ビーコンヒルプラザ（イトーヨーカドー能見台店） ・湘南モールフィル（底地） 	株式会社ヒロ&リー エスネットワーク ジョーンズラングラ サール株式会社 （共同鑑定）	千代田区五番町 2番13号 千代田区永田町二丁目 13番10号	8名 5名	株式会社ヒロ&リーエスネットワークは、日本における収益還元法の先駆者的な存在であり、収益不動産の鑑定に関し、実績があった。また、世界的な知名度と実績を持つジョーンズラングラサール株式会社との共同鑑定を行うことにより、鑑定の精度の向上と海外における信頼度の向上が期待されたため。
<ul style="list-style-type: none"> ・cocoti（ココチ） ・TOKYU REIT 八丁堀ビル ・CONZE（コンツェ）恵比寿 	大和不動産鑑定 株式会社	千代田区霞ヶ関三丁目 7番1号	55名	JREIT の鑑定実績が豊富であり、要員等の受託体制が整っていることから、収益不動産に対する評価及び納期に対し信頼性が高いため。

(2) エンジニアリング・レポート作成機関の選定方針及び概要

① エンジニアリング・レポート作成機関の選定方針

本資産運用会社では、エンジニアリング・レポート作成機関の選定にあたり、指定業者制を採用しています。

これは、エンジニアリング・レポート作成機関の業務遂行能力や作成実績等について事前に審査を行うことで、エンジニアリング・レポート等の品質を保つことを目的としており、本資産運用会社の取締役会での承認が指定の要件となっています。

個別案件ごとのエンジニアリング・レポート作成機関の選定は、業務依頼上の障害の有無や納期の信頼性等を総合的に勘案し、決定しています。

但し、PMLの算定にあたっては、各物件のPML算定のほかに、ポートフォリオPMLも算定することから、分析数値の継続性を担保するため株式会社イー・アール・エスに継続して発注しています。

なお、本書の日付現在の指定作成機関は、以下の5社です。

- ・株式会社イー・アール・エス
- ・清水建設株式会社
- ・株式会社竹中工務店
- ・他2社

②エンジニアリング・レポート作成機関の概要

第7期に取得した物件のエンジニアリング・レポート作成機関の概要は以下の通りです。

物件名称	エンジニアリング・レポート作成機関の概要			
	名称	住所	事業内容	選定理由
・TOKYU REIT 八丁堀ビル	清水建設株式会社	港区芝浦1丁目2番3号シーバンスS館	建築・土木等建設工 事の請負（総合建設 業） 建設工事に関する調 査、評価、診断等 土壌に関する調査、 コンサルティング等	日本を代表する大手ゼネコンであり、そのノウハウを生かしたエンジニアリングレポートは信頼性が高く、J-REITからの受注実績も豊富である。本件については、業務依頼上の障害もなく、納期スケジュールも合致したため同社へ依頼した。
・CONZE（コンツェ）恵比寿	株式会社竹中工務店	大阪市中央区本町四丁目13番1号	建築工事及び土木工 事に関する請負、設 計及び監理 建築工事等の調査、 研究、評価、診断等	日本を代表する大手ゼネコンであり、そのノウハウを生かしたエンジニアリングレポートは信頼性が高く、J-REITからの受注実績も豊富である。本件については、業務依頼上の障害もなく、納期スケジュールも合致したため同社へ依頼した。

(3) その他利益相反の可能性のある取引

該当事項はありません。

(4) IRに関する活動状況

①説明会等の開催

A. 個人投資家向け

投資主総会開催後、個人投資家を中心とした投資主向けの説明会を実施しています。また、証券会社の協力を得て、証券会社の各支店において、本資産運用会社社長等による個人投資家向けの説明会を適宜実施しています。

B. アナリスト・機関投資家向け

原則、決算発表日の翌営業日に、本資産運用会社社長等による説明会を半年毎実施しています。第8期決算については平成19年9月14日に実施いたしました。また、主に説明会に出席できない機関投資家に対して本資産運用会社社長等による個別面談を適宜実施しています。

C. 海外投資家向け

決算発表後、欧州、北米、アジア・オセアニアの海外機関投資家を訪問し、本資産運用会社社長等による個別面談を実施しています。

② I R 資料のウェブサイト掲載

以下のURLにてI R 資料を掲載しています。

<http://www.tokyu-reit.co.jp/>

I R 資料として、決算情報（決算短信、決算説明資料、データブック）、決算情報以外の適時開示資料（投資主総会の招集通知を含む）、有価証券報告書、資産運用報告書、本投資法人規約等、上場以来の開示情報を掲載しています。

③ I R に関する部署（担当者）の設置

東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社

執行役員 I R 部長 小井陽介

④活動方針

本投資法人は、投資主価値の最大化を究極の目的とし、成長性、安定性、及び透明性の確保を目指して資産運用を行うことを、基本方針として規約に定めています。このうち透明性の確保については、法定開示に加えて投資主にとって有用かつ適切と判断される重要情報を、積極的かつタイムリーに開示するものとし、開示規則を制定しています。

本投資法人は、投信法上の投資法人であり、資産運用委託契約に基づき、適時開示の実施を含む資産の運用に係る業務等を本資産運用会社に委託しています。本資産運用会社は、本投資法人の開示規則に則った開示方針及び開示規程を制定しています。開示方針は、運用ガイドラインに定められており、本投資法人のウェブサイトに掲載しています。開示方針については、「1. 基本情報 (4) 投資方針・投資対象」をご参照下さい。